

東京オリンピック・パラリンピック山梨県実行委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、東京オリンピック・パラリンピック山梨県実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山梨県総合政策部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、東京オリンピック・パラリンピック（「次条において「大会」という。）に係る機運醸成・おもてなし等の取組を推進するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機運醸成・おもてなしに関すること。
- (2) 魅力発信及び地域活性化に関すること。
- (3) 自転車競技ロードレースに係る準備及び運営協力に関すること。
- (4) その他大会の開催に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(委 員)

第5条 本会は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 関係機関、団体等の役職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 前項第1号の委員は、その役職にある者をもって充て、その役職に異動があった場合は、その後任者を充てる。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員の選任)

第7条 会長は、山梨県知事をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、委員のうちから会長が指定する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代行する。

3 常任委員は常任委員会を構成し、本会の運営のため必要な事項を審議する。

4 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(任 期)

第9条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱又は選任されたときから本会の目

的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時の機関及び団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門部会

(総会)

第12条 総会は、委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した副会長がこれに当たる。

4 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事項。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項。
 - (3) 予算及び決算に関する事項。
 - (4) 常任委員会に委任する事項に関する事項。
 - (5) その他重要な事項に関する事項。
- 5 総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任することができる。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会は、会長が招集する。

3 常任委員会の議長は、会長又は会長が指定した常任委員がこれに当たる。

4 常任委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事項。
 - (2) 専門部会の設置及び付託事項に関する事項。
 - (3) 総会を招集するいとまがない場合における緊急な事項に関する事項。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関する事項。
- 5 常任委員会は、前項の規定により審議決定したときは、次の総会に報告しなければならない。
- 6 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

(専門部会)

第14条 専門部会は、専門委員をもって構成する。

2 専門部会の委員は、有識者のうちから会長が委嘱する。

3 会長は、必要な事項が発生した場合は、隨時、委員を増やすことができる。

4 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項を調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。

5 専門委員の任期については、第9条の規定を準用する。

6 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会の権限に属する事項のうち、会議を招集するいとまがない場合における緊急な事項について、これを専決処分とすることができます。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会及び常任委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、山梨県の財務に関する規則等の例による。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(補則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、平成30年9月13日から施行する。

2 第18条の規定にかかわらず、平成30年度の会計年度は、この会則の施行の日から平成31年3月31日までとする。

東京オリンピック・パラリンピック
山梨県実行委員会 専門部会の付託事項について

部 会	付 託 事 項
機運醸成・おもてなし 専門部会	<ul style="list-style-type: none">・機運醸成に関すること。・おもてなしに関すること。・魅力発信に関すること。・地域活性化に関すること。
自転車競技ロードレース 専門部会	<ul style="list-style-type: none">・自転車競技ロードレースに 係る準備及び運営協力等に 関すること。

東京オリンピック・パラリンピック山梨県実行委員会

専門部会「機運醸成・おもてなし」 委員名簿

	所属		氏名
1	県オリンピック・パラリンピック推進局	担当理事	塩野 開
2	甲府市	国際交流課 課長	田中 健康
3	富士吉田市	企画部企画課国際スポーツ大会キャンプ地誘致推進室 室長	萱沼 俊光
4	山梨市	地域資源開発課 課長	日野原 大城
5	北杜市	教育委員会生涯学習課 課長	廣瀬 公明
6	笛吹市	教育委員会生涯学習課 課長	河野 英明
7	甲州市	教育委員会生涯学習課 課長	辻 学
8	道志村	ふるさと振興課 課長	菅谷 克士
9	西桂町	企画財政課 課長	高山 正
10	忍野村	教育委員会 オリンピック推進監	大森 和仁
11	鳴沢村	企画課 課長	三浦 寿得
12	山中湖村	オリンピック推進室 室長	羽田 静夫
13	富士河口湖町	政策企画課 課長	渡辺 昭一
14	山梨県芸術文化協会	事務局長	酒井 明美
15	山梨県文化協会連合会	事務局長	酒井 明美
16	公益社団法人山梨県私学教育振興会	事務局長	広瀬 正三
17	特定非営利法人大学コンソーシアムやまなし	事務局コーディネータ	佐藤 文昭
18	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会	事務局長	古屋 金正
19	山梨県障害者スポーツ協会	副会長	清水 毅
20	山梨県商工会議所連合会	中小企業振興部産業振興観光課 課長補佐	渡井 賢一
21	山梨県商工会連合会	総務課 課長補佐	佐々木 和範
22	山梨県中小企業団体中央会	地域開発課 課長	古屋 浩昭
23	山梨県経営者協会	専務理事	一之瀬滋輝
24	山梨経済同友会	代表幹事	入倉 要
25	公益社団法人やまなし観光推進機構	観光・物産P R部長	渡辺 一秀
26	山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	山下 安廣
27	公益財団法人山梨県国際交流協会	事務局長	伊藤 好彦
28	山梨県公立小中学校長会	副会長	古屋 勇紀
29	公益財団法人山梨県スポーツ協会	スポーツ振興課長	窪田 正典
30	山梨県スポーツ推進委員協議会	会長	飯田 忠子
31	山梨県自転車競技連盟	事務局長	山口 一樹
32	県広聴広報課	課長	内藤 卓也
33	県生涯学習文化課	課長	酒井 明美
34	県観光企画課	課長	落合 直樹
35	県教育庁総務課	事務局次長(総務課長事務取扱)	小田切三男
36	県教育庁スポーツ健康課	課長	丸山 正雄

(オブザーバー)

37	山梨学院大学	経営学部 教授	長倉 富貴
----	--------	---------	-------

